

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第14号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の項中「第10条第1項」の次に「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第3号の項中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第4号の項中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第5号の項中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第14号の項中「第12条第1項（同法第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく住民票の写し又は」を「第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は第20条第1項から第4項までの規定に基づく」に改め、同表第14号の2の項中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同表中第24号の7の項を第24号の8の項とし、第24号の6の項を第24号の7の項とし、第24号の5の項の次に次のように加える。

(24)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	生後91日以上のも	1頭につき 2,000円
	生後91日未満のも	1頭につき 400円

別表第86号の項を次のように改める。

(86) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査	建築基準法第48条第14項ただし書の規定に該当する場合	1件につき 80,000円
	その他の場合	1件につき 180,000円

別表第100号の項の次に次のように加える。

(100)の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
--	------------------

別表第101号の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表第102号の項中「第68条の5の4」を「第68条の5の5」に改め、同表第103号の項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第24号の7の項を同表第24号の8の項とし、同表第24号の6の項を同表第24号の7の項とし、同表に第24号の6の項を加える改正規定 平成20年10月1日
- (2) 別表第2号の項から第5号の項までの改正規定 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日
- (3) 別表第14号の項及び第14号の2の項の改正規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第15号

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ富樫条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 研修相談センター

第2条第3項中「こども総合相談センター」を「研修相談センター」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第16号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

金沢市立玉川こども図書館	金沢市玉川町2番2号
--------------	------------

第3条を次のように改める。

(分館等)

第3条 金沢市立玉川図書館に金沢市立玉川図書館城北分館及び金沢市立玉川図書館近世史料館を、金沢市立泉野図書館に金沢市立平和町児童図書館を置く。

第4条中「玉川図書館及び泉野図書館に、それぞれ」を「図書館に、」に改める。

第5条及び第6条中「玉川図書館及び泉野図書館」を「図書館」に改める。

第8条第1号中「玉川図書館又は泉野図書館」を「図書館」に改める。

第9条第1項中「玉川図書館」を「金沢市立玉川図書館」に改め、同条第2項中「玉川図書館及び泉野図書館」を「図書館」に改める。

第13条中「玉川図書館又は泉野図書館」を「図書館」に、「当該図書館」を「図書館」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第17号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市安原スポーツ広場の項中「及び第2室内練習場」を「、第2室内練習場

及び多目的室」に改め、同表金沢市営総合プールの項中

温水	1月6日から6月30日まで及び9月1日から12月26日まで
----	-------------------------------

正午から午後9時まで	を	温水	1月6日から6月30日まで及び9月1日から12月26日まで	正午から午後9時まで	に改め、同表金沢
		会議室	1月6日から12月26日まで	午前9時から午後9時まで	

市営専光寺ソフトボール場の項中「夜間照明」を「グラウンドにあっては夜間照明」に、「午後9時まで」を「午後9時まで、会議室にあっては午前6時から午後9時まで」に改める。

別表第2第1項の表中

卓球室

を

卓球室

多目的室

1時間

600円

に改める。

別表第2の2第1項の表金沢市西部市民憩いの家の項中「集会室」を「多目的室」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第18号

金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市産業振興資金融資条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 市長は、対象事業の実施のため必要があると認めるときは、第7条の規定による融資の可否の決定に併せ、貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定することができる。

2 市長は、前項の規定により貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定したときは、その旨及び当該貸付けを行う時期を申込者及び金融機関に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた金融機関は、当該通知に従い融資決定者に対し貸付けを行うものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第19号

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「店舗」の次に「、飲食店又は展示場」を加え、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 遊技場

第5条に次の1項を加える。

- 2 事業者は、地域社会における自らの社会的責任を認識し、地域団体等が行うまちづくり活動に対する理解を深めるとともに、それぞれの実情に応じて地域貢献のための取組を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第20号

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

老人等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高齢者等の医療費の助成に関する条例

第1条中「老人」を「高齢者」に改める。

第1条の2第1号を次のように改める。

- (1) 後期高齢者に係る療養の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条第1号に掲げる療養の給付をいう。

第2条第1項中「（昭和33年法律第192号）」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 65歳以上74歳以下の者で次のいずれかに該当するもの（第3号に掲げる者を除く。）

ア 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害のある者

イ 重度の知的障害者又は石川県知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の所持者

第2条第1項第3号中「医療を受けることができる」を削り、「該当するもの」の次に「（後期高齢者に係る療養の給付を受ける者に限る。）」を加え、同号ア中「老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改め、同条第2項中「老齢福祉年金の支給の停止をする場合に準じて市長が定める額以上」を「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別障

害者手当の支給制限に該当する額」に改め、同条第7項中「老齢福祉年金」を「特別障害者手当」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、前条第1項第1号から第3号までに掲げる者にあつては当該資格を証する受給者証の、同項第4号から第6号までに掲げる者にあつては当該資格を証する資格証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、受給者証の交付を受けた者（前条第1項第2号に掲げる者に限る。）が指定療養機関等（市長が指定する病院、診療所、薬局その他の療養機関をいう。）において保険診療を受けるときは当該受給者証を、資格証の交付を受けた者が指定医療機関等（市長が指定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）において保険診療を受けるときは当該資格証を提示するものとする。

第3条第1項第1号中「前条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第1項第1号」を「同項第1号イ」に改め、同項第2号中「前条第1項第3号に」を「第2条第1項第3号に」に、「老人保健法第28条第1項及び第3項並びに第28条の2」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条から第69条まで」に、「第46条の5の2第4項」を「第78条第4項」に、「第28条第1項各号」を「第67条第1項各号」に、「前条第1項第3号イ」を「第2条第1項第3号イ」に、「第46条の8第1項に規定する高額医療費」を「第84条第1項に規定する高額療養費」に改め、同項第3号中「前条第1項第4号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2項ただし書中「前条第1項第2号」を「第2条第1項第2号」に、「者については、」を「場合については」に改め、「初日から」の次に「、同項第2号に掲げる者が同項第3号に該当することとなった場合については同号に該当することとなった日から」を加え、同条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 この条例による医療費の助成は、市長が別に定める場合を除き、その助成を受けようとする者の申請があつた場合に行うものとする。

2 医療費の助成を受けようとする者（資格証の交付を受けた者に限る。）が、第2条の2第2項の規定により指定医療機関等において資格証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供される情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定による申請があつたものとみなす。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項及び第7項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成20年8月1日

(2) 第2条の次に1条を加える改正規定、第3条の改正規定（「前条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「前条第1項第3号に」を「第2条第1項第3号に」に、「前条第1項第3号イ」を「第2条第1項第3号イ」に、「前条第1項第4号」を

- 「第2条第1項第4号」に、「前条第1項第2号」を「第2条第1項第2号」に改める部分に限る。)及び第4条の改正規定並びに附則第4項の規定 平成20年10月1日
- 2 この条例(前項各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の保険診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第2項及び第7項の規定は、平成20年8月1日以後の保険診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第4条の規定は、平成20年10月1日以後の保険診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第2条の2第2項の規定による指定療養機関等及び指定医療機関等の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行前においても行うことができる。

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第21号

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例

金沢市長寿お祝い金条例(昭和46年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「77歳、80歳、88歳、90歳」を「88歳」に改める。

第3条第1項中「次のとおり」を「1人につき年額30,000円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第22号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条中「(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条及び第17条の2において同じ。)」を削り、同条第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改め、同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第3号中「10分の1」を「10分の2」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3
第16条第2項中「準用する場合を含む」を「準用し、又は例による場合を含む。第17条第2項において同じ」に改める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第18条第1項中「本市は」の次に「、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同項第4号から第7号までを削り、同項第8号を同項第4号とする。

第19条の2中「令」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）」に改め、「）及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第19条の3中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下「一般被保険者」という）」を「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ）」に、「第6項」を「第4項」に改め、同条第1号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法の規定による医療費拠出金」を「高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」に改め、「から、法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を削り、「老人保健法の規定による拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金をいう。以下同じ）」を「前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という）」に改め、「支給に要する費用の額並びに」の次に「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び」を、「合算額」の次に「から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第2号中「負担金（」の次に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに」を、「による調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を、「都道府県調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え、「第72条の3第1項の規定

による繰入金」を「第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5の規定による負担金」に、「第74条及び」を「第74条の規定による補助金、法」に改め、「補助金（」の次に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え、「、同条の規定による貸付金（」を「及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「執行に要する費用及び」を「執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「第72条の4」を「附則第7条第1項」に改め、「療養給付費等交付金」の次に「（以下「療養給付費等交付金」という。）」を加える。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条中「1世帯」を「当該世帯」に改め、「被保険者均等割額」の次に「の合算額の総額」を加え、「ときは」を「場合には」に、「合算額」を「合計額」に改める。

第22条第2項中「1世帯」を「その世帯」に改める。

第26条第1項第1号中「所得割総額」を「基礎賦課総額の100分の50に相当する額」に改め、同項第2号中「被保険者均等割総額」を「基礎賦課総額の100分の35に相当する額」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第26条の2中「1世帯」を「当該世帯」に改め、「算定した所得割額及び被保険者均等割額」の次に「の合算額の総額」を加え、「世帯別平等割額の合算額」を「世帯別平等割額の合計額」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「被保険者均等割額の合算額」を「被保険者均等割額の合算額の総額」に改める。

第26条の5（見出しを含む。）中「及び世帯別平等割額」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第26条の5の2 第26条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第26条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯（当該世帯

に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

第26条の6中「560,000円」を「470,000円」に改め、同条の次に次の9条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第26条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

(第31条第5項において準用する同条第1項から第4項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金

(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、

法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、

法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)

及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)

その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の

3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第26条の6の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、

当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の

総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等

とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算

定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第26条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割額

に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合において、その世帯に属する一般被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割額がないときは、当該一般被保険者に係る他の市町村における当該年度分の市町村

市民税の所得割(退職所得に係る所得割を除く。)の額(当該他の市町村における市町村

市民税の所得割の算定の基礎となる税率が市税賦課徴収条例第30条の3に規定する税率と

異なる場合においては、同条に規定する税率によってこれを算定した額)をもって、前

項の市民税の所得割額とする。

3 前2項の市民税の所得割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第26条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割額(令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第2位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに公示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第26条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、当該所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第26条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の市民税の所得割額に、第26条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第26条の6の4第2項及び第3項の規定は、前項の規定による所得割額を算定する場合について準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第26条の6の8 第26条の6の6の被保険者均等割額は、第26条の6の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第26条の6の9 第26条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第26条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条の6の5第1項第3号イに定めると

ころにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条の6の10 第26条の6の3又は第26条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第26条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第26条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第31条において同じ。)は、120,000円を超えることができない。

第26条の7中「第31条第7項」を「第31条第6項」に、「第6項」を「第4項」に改め、同条第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改める。

第26条の8を次のように改める。

第26条の8 削除

第26条の9中「1世帯」を「当該世帯」に改め、「被保険者均等割額」の次に「の合算額の総額」を加え、「合算額」を「合計額」に改める。

第26条の10第2項中「1世帯」を「その世帯」に改める。

第26条の11第1項第1号中「所得割総額」を「介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額」に改め、同項第2号中「被保険者均等割総額」を「介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額」に改め、同項第3号中「世帯別平等割総額」を「介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額」に改める。

第28条の見出しを「(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)」に改め、同条第1項中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改める。

第30条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第30条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第21条、第26条の2、第26条の6の3若しくは第26条の6の6の額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第26条の9の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第21条、第26条の2、第26条の6の3若しくは第26条の6の6の額若しくは第26条の9の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第

1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

第31条第1項中「560,000円」を「470,000円」に改め、同項第1号中「世帯主及び」を「世帯主、」に改め、「その世帯に属する被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同項第2号中「)の数」の次に「と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数」を加え、同項第3号中「被保険者の数」の次に「と特定同一世帯所属者の数の合計数」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「同号又は同項第2号」及び「同項第1号又は第2号」を「同項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「第4項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「前各項」を「第1項から第4項まで」に、「560,000円」を「470,000円」に、「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の6の3又は第26条の6の6」と、「470,000円」とあるのは「120,000円」と、前項中「第26条第2項及び第3項」とあるのは「第26条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第35条第1項中「災害等により生活が著しく困難となった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。)

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とする。

附則第3項を削る。

附則第4項の見出しを「(平成20年度及び平成21年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)」に改め、同項中「平成19年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に、「附則第16項第1号」を「附則第26条第1項第1号」に、「法附則第17項」を「同条第2項」に、「法附則第16項第2号」を「同条第1項第2号」に、「附則第16項の」を「附則第26条第1項の」に改め、同項を附則第3条とする。

附則第5項中「国民健康保険の」を削り、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4条とする。

附則第6項中「前項」を「前条」に改め、「国民健康保険の」を削り、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5条とする。

附則第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「。以下「特定公的年金等控除額」という」を削り、「同条第7項」を「同条第5項及び第6項」に改め、同項を附則第6条とする。

附則第8項から附則第13項までを削る。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第7条第1項とし、附則第15項を同条第2項とし、附則第16項中「附則第14項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に見出しとして「(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)」を付する。

附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第8条とする。

附則第18項の前の見出しを削り、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第9条第1項とし、附則第19項を同条第2項とし、同条に見出しとして「(先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例)」を付する。

附則第20項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第10条とする。

附則第21項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第11条とする。

附則第22項及び附則第23項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成20年度分からの保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第23号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成20年度における保険料率の特例）

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号。以下「平成19年改正令」という。）による改正後の平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 45,600円
- (2) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 47,310円
- (3) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 51,300円
- (4) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成19年改正令による改正後の平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 54,720円
- (5) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 57,000円
- (6) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 60,420円
- (7) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主

及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第4号に該当するもの 66,120円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第24号

金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例

金沢市保健審議会設置条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 健康増進法（平成14年法律第103号）第4条に規定する健康増進事業に関する事項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第25号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表」を「、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第26号

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第2号中「又は」を「である子どもの保護者又は」に、「組合員若しくは被保険者」を「被扶養者である子どもの保護者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）第2条第1項第2号に掲げる者に該当することにより同条例による医療費の助成を受けることができる子どもの保護者は、この条例による当該子どもに係る医療費の助成を受けることができない。

第4条中「者は、児童に係る医療費の助成を受けようとする場合を除き」を「乳幼児の保護者は」に改め、同条に次の2項を加える。

2 この条例による医療費の助成を受けようとする児童の保護者は、市長が別に定めるところにより、当該資格を証する医療証の交付を受けることができる。

3 前2項の規定により医療証の交付を受けた子どもの保護者は、指定医療機関等（市長が指定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）において当該子どもが保険診療を受けるときは、当該医療証を提示するものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 医療費の助成を受けようとする保護者が、第4条第3項の規定により指定医療機関等において医療証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供される情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定による保護者の申請があったものとみなす。

附 則

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第3項の規定は、平成20年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の第4条第2項の規定による児童に係る医療証の交付、同条第3項の規定による指定医療機関等の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第27号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項に規定する医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付」に、「老人保健法第31条の2第2項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項」に、「老人保健法第31条の3第2項第1号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号」に改める。

第14条中「使用料を納める」を「使用料（病院駐車場の使用料を除く。）を納める」に、「使用料を減免する」を「当該使用料を減免する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、病院事業上特に必要があると認める者に対しては、病院駐車場の使用料を減免することができる。

			「	自動車損害賠償責任保険診断書	」	1 通につき	4,200円
別表第1文書料（処方せんを除く。）の項中							
	「	自動車損害賠償責任保険診断書	」	1 通につき	5,250円		
			に、	「	死体検案書		
	「	死体検案書	」	1 通につき	7,140円		
			を	「	自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	」	
						1 通につき	2,100円
							に

改め、同表特別長期入院料の項中「老人保健法第17条第2項第4号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第28号

金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(金沢市営住宅条例の一部改正)

第1条 金沢市営住宅条例(平成9年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第5号まで」を「第6号まで」に、「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に、「第1号)」を「第1号及び第6号)」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第7条第2項中「第5号まで」を「第6号まで」に、「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第44条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

第44条第4項及び第5項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第6項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第58条を次のように改める。

(駐車場の使用者の資格)

第58条 市営住宅の共同施設として設置した駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、当該市営住宅の入居者のうち次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第1号に掲げる条件については、この限りでない。

(1) 当該入居者又は同居者自らが使用している自動車の駐車する場所を必要としていること。

(2) 当該入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

(金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 金沢市特定公共賃貸住宅条例(平成14年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第6条に次の1号を加える。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第11条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承

認をしてはならない。

第12条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第33条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

第34条第1項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅に附置する駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、当該特定公共賃貸住宅の入居者のうち次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第1号に掲げる条件については、この限りでない。

- (1) 当該入居者又は同居者自らが使用している自動車の駐車する場所を必要としていること。
(2) 当該入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市宅地分譲に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第29号

金沢市宅地分譲に関する条例の一部を改正する条例

金沢市宅地分譲に関する条例（昭和48年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「自ら」を「本人又はその親族（3親等内の者に限る。以下同じ。）が」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第3項の場合にあっては、住宅用分譲地の分譲の申込みをすることができる者は、第三者（本人又はその親族が居住するための住宅を必要とする者に限る。以下同じ。）に住宅用分譲地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行う者であると市長が認める者（以下「住宅建設業者」という。）で、住宅用分譲地の購入に必要な資金の支払能力を有する者とする。

第4条第3項中「利便施設用分譲地」を「分譲地」に改める。

第8条中「譲受人」の次に「（住宅建設業者を除く。）」を加え、同条ただし書中「ときは」を「ときは、」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 譲受人（住宅建設業者に限る。）は、契約締結の日から5年の間は分譲地を分譲価格を超える額で譲渡することができない。
3 住宅建設業者から分譲地を譲り受けた者は、市長と住宅建設業者との契約締結の日から5年の間はその権利を譲渡することができない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第10条中「、自ら居住する」を「本人若しくはその親族が居住し又は第三者に譲渡する」に、「、自ら営業する」を「自ら営業する」に改める。

第11条第2項中「分譲価額」を「分譲価格」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第30号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「700円」を「800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、平成20年4月1日以後に搬入する建設発生土の処理について適用し、同日前に搬入した建設発生土の処理については、なお従前の例による。

平成20年(2008年)3月26日 印刷
平成20年(2008年)3月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)